

## 泉大津市 EV 用充電スタンド設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民の自主的な取組を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図るため、EV 用充電スタンドを設置する者に対して、予算の範囲内において、EV 用充電スタンド設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、泉大津市補助金等交付規則（平成21年泉大津市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「EV 用充電スタンド」とは、電気自動車を利用する者の誰もが利用できる電気自動車用充電スタンドをいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、泉大津市内に EV 用充電スタンドを新設する者で、かつ、税を滞納していないものとする。

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、EV 用充電スタンド設置価格（消費税等を含む。）の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、EV 用充電スタンド1台当たり20,000円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ EV 用充電スタンド設置事前申込書（様式第1号）により申込みを行い、市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込内容が適当と認めるときは EV 用充電スタンド設置承諾書（様式第2号）により通知するものとする。

3 申請者は前項による通知を受けた日から30日以内に EV 用充電スタンドを設置し、かつ、EV 用充電スタンド設置費補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して補助金の交付を申請しなければならない。ただし、30日以内に申請できない特別の事情があるときで、期間の延長について速やかに市長に申し出て、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) EV 用充電スタンドを設置したことを証する領収書（機種の種類、設置者の住所氏名が明記されていること。）の写し

(2) EV 用充電スタンドを設置したことを証する写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの  
(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては EV 用充電スタンド設置費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないと決定した者に対しては EV 用充電スタンド設置費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、それぞれ申請者に通知する。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた申請者は、EV 用充電スタンド設置費補助金交付請求書(様式第6号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があるときは、その交付決定を取り消し、すでに補助金を交付しているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(協力の要請)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて EV 用充電スタンド利用者のデータ提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、泉大津市 EV 用充電スタンド設置に関する補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。